

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大紀町

作成 令和 5年 1月10日
第1回変更 令和 年 月 日

大紀町鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ
計画期間	令和 5年度 ~ 7年度
対象地域	三重県度会郡大紀町

- ※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する
- ※ 計画期間は3年程度とする
- ※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和 3 年度)

① 農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	13	557	92	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
イノシシ	35	1,608	267	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
ニホンザル	17	766	127	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()

② 林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	人	15,000	3,170

③ 水産業被害の現状(カワウ)			備考
被害量(kg)	被害金額(千円)		
2,259	6,777		

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2) 被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	稲については作期、野菜については年中、町内全域において被害が発生する。過年度に実施した恒久柵の設置や捕獲強化によって一定の被害軽減は進められたが、一方、生息域の拡大により集落内への侵入で発生する高齢者を中心とした自給的生産に対する被害は、効果的な対策を講じることが難しく、被害報告はされないものの耕作意欲を阻害される程度の被害を受けているものと考えている。
イノシシ	稲については作期、野菜については年中、町内全域において被害が発生する。過年度に実施した恒久柵の設置や捕獲強化によって一定の被害軽減は進められたが、恒久柵の根本部分からの侵入による被害が継続している。また、生息域の拡大により集落内への侵入で発生する高齢者を中心とした自給的生産に対する被害は、効果的な対策を講じることが難しく、被害報告はされないものの耕作意欲を阻害される程度の被害を受けているものと考えている。
ニホンザル	稲については作期、野菜については年中、町内全域において被害が発生する。過年度に実施した恒久柵の設置や捕獲強化によって一定の被害軽減は進められたが、生息域の拡大により集落内への侵入で発生する高齢者を中心とした自給的生産に対する被害は、効果的な対策を講じることが難しく、被害報告はされないものの耕作意欲を阻害される程度の被害を受けているものと考えている。特に、ニホンザルについては、農家の考えを超えて予想外の場所や方法で農地に侵入することから、被害対策が難しい。

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3) 被害の軽減目標 (令和 7 年度)

① 農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	12.7	545	90
イノシシ	34.3	1,575	262
ニホンザル	16.6	747	124

② 林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	人	14,250	3,012
イノシシ			

③ 水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)
2146	6,438

- ※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する
- ※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④ 被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	町内主要農地への恒久柵の設置がほぼ完了し、その適正管理と被害防止の捕獲などの対策を中心に取り組んできたことと、被害防止の捕獲の通年実施並びに県指定管理鳥獣捕獲事業捕獲によって被害が軽減している。しかしながら100%全ての被害防止は不可能で少なからず被害は発生するものと考え、軽減目標を令和3年度被害面積・被害量・被害金額から少しでも減少できるよう目標数値として考えた。林業被害については、被害面積・被害金額を5%程度軽減を目標とした。
イノシシ	町内主要農地への恒久柵の設置がほぼ完了し、その適正管理と被害防止の捕獲などの対策を中心に取り組んできたことと、被害防止の捕獲の通年実施並びに県指定管理鳥獣捕獲事業捕獲によって被害が軽減している。また、豚熱の影響によりイノシシそのものの個体数が減少していることも被害軽減の要因の一つです。しかしながら100%全ての被害防止は不可能で少なからず被害は発生するものと考え、軽減目標を令和3年度被害面積・被害量・被害金額から少しでも減少できるよう目標数値として考えた。
ニホンザル	町内主要農地への恒久柵の設置がほぼ完了し、その適正管理と被害防止の捕獲などの対策を中心に取り組んできたことと、被害防止の捕獲の通年実施によって被害が軽減している。しかしながら100%全ての被害防止は不可能で少なからず被害は発生するものと考え、軽減目標を令和3年度被害面積・被害量・被害金額から少しでも減少できるよう目標数値として考えた。
カワウ	町猟友会が漁業協同組合と連携し、追い払い活動、被害防止の捕獲等の対策を実施しているほか、漁協自らが被害防止の対策をおこなっている、水上、水際、崖地など地形的な制約により実施可能な対策が限られていることから、今後も、現在実施の対策・活動を例年以上に強化することで被害面積・被害量・被害金額を5%程度軽減を目標とした。

- ※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4) 従来講じてきた被害防止対策と課題

① 従来講じてきた被害防止対策					
種類	対策の有無	種類	対策の有無	種類	対策の有無
捕獲体制の整備		捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置	○	追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	○
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	
その他()					

- ※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	年 月 日			
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	年 月 日			
課題	捕獲に従事する方が高齢化しており、後継者がいない			

- ※ (4)-①捕獲体制の整備が「○」の場合は、被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くりわな		大型捕獲檻(ニホンザル)	2
捕獲檻(イノシシ)		ドロップネット		ICT機器(ホカクラウド)	
捕獲檻(兼用)	26	囲いわな(兼用)		ICT機器()	
捕獲檻(ニホンザル)	7	囲いわな(ニホンザル)		その他()	
小動物用捕獲檻	17	大型捕獲檻(兼用)		その他()	
課題	捕獲檻の設置場所を決めるのに時間を要する。特に地元調整(安全対策・住民への配慮等)に時間を要する。				

- ※ (4)-①捕獲機材の導入が「○」の場合は、被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵		設置後、15年を迎える侵入防止策が多くなってくるので、継続使用のための適正管理・指導が必要となってくる。
金網柵		
電気柵		
複合柵(WM柵+電気柵)		
複合柵(金網柵+電気柵)	60,841.7	
その他()		

- ※ (4)-①侵入防止柵の整備が「○」の場合は、被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する
- ※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する
- ※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m)	課題
2,112	4地区にて実施をしたが、高齢化のため伐採後の適正な維持管理が難しくなっている。

- ※ (4)-①緩衝帯の設置が「○」の場合は、被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する
- ※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
<p>これまでに金輪・三瀬川・船木・黒坂・野原・野添・古里・藤・木屋・神原の10地区から研修開催の要望をいただき、追い払い活動の研修を受けていただき、その後それぞれの地区は追い払い活動を実施した。課題として、行政から10地区への追い払い活動への支援継続、定期的な研修、新しい情報・技術の提供が必要と考える。新たな取り組み地区の発掘も必要だが、現状では地区住民の高齢化等により発掘は難しいと考えている。</p>

⑦放任果樹の除去の実施と課題
<p>鳥獣被害未対策の放任果樹が存在する。課題として、個人の所有物なので町からの積極的な伐採・除去等は控えている現状がある。放任果樹が及ぼす他の農作物への被害について啓発をおこなっていくことが必要と考える。</p>

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
<p>要望のあった地区については、被害防止技術・知識を勉強し習得していただいている。町担当職員及び担当部署が被害防止技術・知識について深く理解するとともに、要望のあるなしにかかわらず地域への普及活動・対策等が必要と考える。</p>

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
10	効果のある取り組みのためには定期的に被害防止技術・知識を取組集落に提供することが必要と考える。集落人員の高齢化に対応した取り組みも必要と考える。 令和5年度から年度を継続してニホンザル遊動域調査を実施することにより、集落に行動域情報提供を考える。

- ※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査 (単位:群)			
電波発信機装着数	令和元年度	令和2年度	令和3年度

- ※ 直近3カ年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和4年度)	
群名	推定生息頭数
金輪	不明
紀勢	不明
滝原	不明
大台長ヶ	不明
大台C	不明
度会A	不明
大台A	不明
大内山A	不明
大内山D	不明

- ※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪その他被害防止対策の活動実績と課題

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	6	捕獲機材の導入	○	4	侵入防止柵の設置	○	9
緩衝帯の設置	○	8	追い上げ(追い払い)活動	○	3	放任果樹の除去	○	7
被害防止技術・知識の普及	○	1	集落ぐるみの取組の推進	○	2	ニホンザルの遊動域調査	○	5
その他()								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制 (令和 4 年度)

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣)	市町職員		
	民間隊員		
民間団体	猟友会	委託の有無 ○	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウの被害防止の捕獲
		委託の有無	
その他		委託の有無	

※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する

※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する

※ 実施隊員に、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃を所持させる必要がある場合は、そのことについて記入する。実施隊員の指名又は任命の状況がわかる資料(鳥獣被害対策実施隊設置済み市町村詳細調査票(平成28年4月末現在)様式2)を添付する。

※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル	中型捕獲檻の導入8台
6	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	中型捕獲檻の導入8台 ニホンザル用大型捕獲檻1台の導入
7	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	中型捕獲檻の導入8台 ニホンザル用大型捕獲檻1台の導入 ニホンジカ・イノシシは大型捕獲檻1台の導入

※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する

※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること

※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画		令和 年 月 日	
特定外来生物防除実施計画		令和 年 月 日	
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する

※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

過去3年間の捕獲実績、集落代表者アンケート、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)、農用地の被害状況、その他情報により捕獲頭数を設定した。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭、羽)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	900	900	900
イノシシ	200	200	200
ニホンザル	60	60	60
カワウ	80	80	80

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の被害防止の捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル			

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭、羽)

対象鳥獣の捕獲頭数		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	被害防止	370	260	350	624	350	449
	狩猟	—	114	—	91	—	51
イノシシ	被害防止	300	284	350	254	350	71
	狩猟	—	82	—	22	—	11
ニホンザル	被害防止	60	40	60	39	60	32
	個体数調整	—	—	—	—	—	—
	狩猟	—	—	—	—	—	—
カワウ	被害防止	80	62	80	59	80	50
	狩猟	—	—	—	—	—	—
	被害防止	—	—	—	—	—	—
	狩猟	—	—	—	—	—	—
合計	被害防止	810	646	840	976	840	602
	狩猟	—	—	—	—	—	—
捕獲達成率(%)	ニホンジカ	70.3%		178.3%		128.3%	
	イノシシ	94.7%		72.6%		20.3%	
	ニホンザル	66.7%		65.0%		53.3%	
	カワウ	77.5%		73.8%		62.5%	

※ 1の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(被害防止捕獲のと狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 被害防止の捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、被害防止の捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	町内全域 (近年の集落アンケートでは町内全域の農地で同程度の被害を受けており、重点エリアを定めるよりは町内全域での捕獲を強化していきたい。)
捕獲予定時期	毎年4月1日～翌年3月31日
捕獲の取組内容	従来の捕獲を維持・強化するとともに、幼獣の捕獲をおこなっていく。

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性		捕獲手段	
捕獲予定時期		捕獲予定場所	

- ※ 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- ※ 県知事から市町長に対する被害防止の捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	今後の獣害の動向を見て必要な地区は新たに計画する	今後の獣害の動向を見て必要な地区は新たに計画する	今後の獣害の動向を見て必要な地区は新たに計画する

- ※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する
- ※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

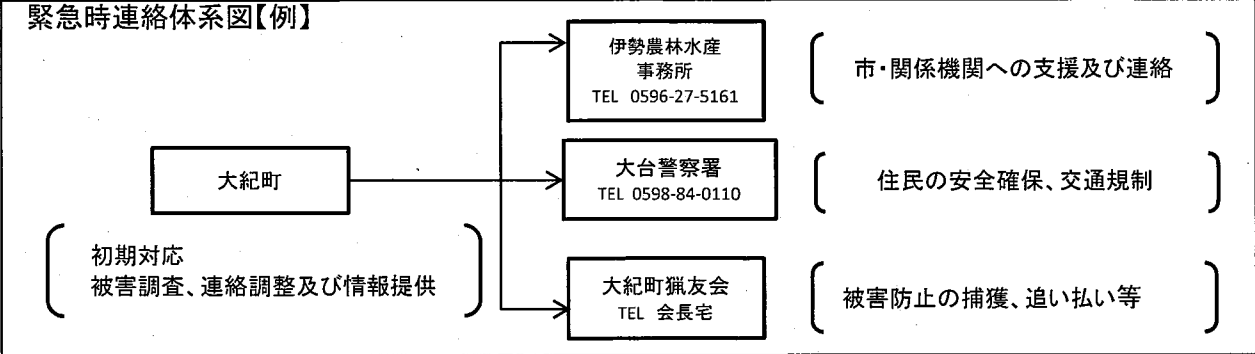
(2)その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル	簡易防止柵購入費の町単独補助、追い払い取組集落への追い払い資材の支給、放任果樹が他の農作物に及ぼす影響について啓発、ニホンザル遊動域調査情報の提供
6	ニホンザル	簡易防止柵購入費の町単独補助、追い払い取組集落への追い払い資材の支給、放任果樹が他の農作物に及ぼす影響について啓発、ニホンザル遊動域調査情報の提供
7	ニホンザル	簡易防止柵購入費の町単独補助、追い払い取組集落への追い払い資材の支給、放任果樹が他の農作物に及ぼす影響について啓発、ニホンザル遊動域調査情報の提供

- ※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する
- ※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急時における関係機関等の役割と連絡体制



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大紀町鳥獣被害防止対策協議会	設置年月日	平成20年 4月 1日設置
構成機関の名称	役割		
大紀町農業委員会	農用地での被害防止対策全般		
大紀町猟友会	町全域での被害防止対策全般		
大紀町農林課	町全域での被害防止対策全般、協議会事務局		
伊勢農業協同組合	農用地での被害防止対策全般		
大内山漁業協同組合	大内山川及びその流域での被害防止対策全般		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 4 年度)

設置年月日	平成24年 3月13日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	7					
民間隊員						
計	7					
うち対象鳥獣捕獲員						
活動内容	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input checked="" type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					
活動方針	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					
備考						

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう
- ※ 備考欄には、実施隊について特筆すべき事項があれば記入するとともに、実施隊が設置されていない市町は、設置に向けた検討状況や規模、構成等についての考え方を記入する

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input checked="" type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他()				
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)		
	野原焼却炉	大紀町野原	150		
	大内山焼却炉	大紀町大内山	150		
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生法準拠の有無		
処理加工施設の整備計画	計画の有無	無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度
備考	焼却炉の焼却能力が小さく時間(14~16L/時間)を要すが、現状の捕獲頭数日当たりにおいては適当。				

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全性確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 備考欄には、処理に関して課題がある場合等について記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	有効活用をしたいが、現時点では、収支のことを考えると取り組みがたい状況にある。また、食肉処理施設建設の要望、運営上の課題、その是非など考えていく段階にある。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する